

## ○大空町商工会商工業持続化支援事業補助金交付要綱

令和3年5月31日 制定

### (目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の発生により、経営に支障を来している本町の商工事業者を支援するために、大空町からの補助金を基に必要な助成措置を講じ、商工事業者の事業継続を下支えし、産業の活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商工業とは、製造業、卸売業、小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業及び他に分類されないサービス業（政治、経済、文化、宗教、娯楽業及び風俗を伴う飲食業を除く。）をいう。
- (2) 商工事業者とは、第1号に規定する事業を営む者をいう。

### (補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が前年比で15%以上減少している者。
- (2) 大空町で事業を行う者
- (3) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（一般財団法人含む）
- (4) 当該補助金交付後も事業を継続することが確実な者
- (5) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員が実質的に経営を支配する中小企業その他暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する中小企業でないもの。

2 1事業者1店舗につき1回限りの申請とし、部門別の売上減少も対象とする。

### (補助金の額)

第4条 この要綱による補助金の額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 令和2年3月から令和2年12月までの売上が、前年比で15%以上減少した事業者については10万円。但し、令和元年の売上合計の10分の12が20万円以下の場合はその額の2分の1（千円未満切り捨て。）とする。
- (2) 令和2年3月から令和2年12月までの売上が、前年比で30%以上減少した事業者については20万円。但し、令和元年の売上合計の10分の12が40万円以下の場合はその額の2分の1（千円未満切り捨て。）とする。

### (補助金の申請)

第5条 補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大空町商工会商工業持続化支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて商工会長に申請するものとする。

- (1) 令和元年及び令和2年の確定申告書類の控え等
- (2) 月毎の事業収入額を示した帳簿等
- (3) 補助金の請求書
- (4) その他、商工会長が必要と認めた書類

(補助金の交付決定と交付)

第6条 商工会長は前条による申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適正と認めた場合は、補助金の交付決定を行い、申請者に交付指令書(様式第2号)により通知し、補助金を交付する。

(内容の変更)

第7条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が前条の交付決定内容の変更等を行う場合、交付決定者は、あらかじめ大空町商工会商工業持続化支援事業補助金変更等承認申請書(様式第3号)を商工会長へ届け出なければならない。

2 商工会長は、前項の申請があった場合は内容を審査し、その結果を大空町商工会商工業持続化支援事業補助金変更等承認・(不承認)通知書(様式第4号)により、交付決定者に通知するものとする。

3 交付決定者は、前項の変更等承認通知書を受けた後は、既に交付していた補助金の一部を返還しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し、補助金の返還等)

第8条 商工会長は、交付決定者が虚偽の申請、その他不正行為によって交付決定又は補助金の交付を受けていると認めたときは、補助金交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付していた補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は商工会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年5月31日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

大空町商工会商工業持続化支援事業補助金交付申請書

令和 3 年 月 日

大空町商工会長 様

申請者住所

申請者名

印

電話番号

大空町商工業持続化支援事業補助金の交付を受けたいので、規定により関係書類を添付し、申請します。

1 売上実績

	令和元年	令和2年	増減率
3月			
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
合計			

2 売上高等が減少した理由

新型コロナウイルス感染症流行に伴い、

3 上記売上を証明する書類

商工業持続化支援事業補助金指令第 号  
年 月 日

住 所 .....  
事業者名 .....  
代表者名 ..... 様

大空町商工会長 河西 悟 印

### 大空町商工会商工業持続化支援事業補助金交付指令書

先に申請のありました大空町商工業持続化支援事業補助金に対し、下記のとおり交付します。

この執行にあたっては、大空町商工業持続化支援事業補助金交付要綱を遵守されるとともに、事業内容等を変更する場合は、変更承認申請によりあらかじめ商工会長の承認を受けてください。

#### 記

1. 補助金名 大空町商工業持続化支援事業補助金
2. 交付金額 ●●0, 000円

大空町商工会商工業持続化支援事業補助金変更等承認申請書

年 月 日

大空町商工会長 様

申請者 住 所  
事業者名  
代表者名 印

令和 年 月 日指令第 号にて補助金の交付決定を受けた大空町商工業商工業持続化支援事業補助金について、その内容を変更したいので申請します。

記

変更の内容及び理由

- (注) 1 変更内容及び変更の理由について、できるだけ詳しく記載すること。  
2 費用が変更する場合は、変更後の内容及び積算基礎が明らかになる書類を添付すること。

大空町商工会商工業持続化支援事業補助変更等承認・（不承認）通知書

年 月 日

様

大空町商工会長

令和 年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更等については、承認（不承認）することと決定しましたので通知します。なお、変更等を承認（不承認）した補助事業の内容は次のとおりです。

記

1. 変更前の補助金交付決定額 円
2. 変更後の補助金交付決定額 円
3. 変更理由

.....

.....

.....